

閱覽用

令和2年1月20日

第1回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第1回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月20日(月) 午後2時01分から午後3時05分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員（1名）

15番 佐藤 孝志 委員

農地利用最適化推進委員（1名）

23番 平 義一 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第1号 現況確認証明申請について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について

第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について(利用権貸借)

第10 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対
する意見について

第11 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7 農業委員会事務局職員

~~一参一事~~ 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第1回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、15番佐藤孝志委員、23番平義一委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、2番野地さよ子委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1

日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市) 会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第1号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第1号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか5筆、登記地目・畑、現況地目・原野・山林、面積・2,041㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・10年以上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、

面積・143㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・20年以上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

31番（大内 信一）委員 議案第1号番号1について調査内容を報告します。

令和元年12月27日金曜日、午前10時に渋川住民センターに農業委員の佐藤孝志さん、安齋栄さん、私と事務局長・遠藤さん、事務局の長谷川さんとともに6筆を現地に行き調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、雑木等生い茂っておりますので、申請適当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

11番（武藤 栄利）委員 議案第1号番号2について、ご説明申し上げます。

12月25日、遠藤局長さん、長谷川さん、菅野保治委員、石川推進委員、私とで現地を確認し、判定をいたしました。周りは荒廃化しており、畑としては再生できないと判断いたしました。全会一致で非農地ということで判定いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第1号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を

許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 ないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について。

次のとおり願出があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

経過でございますが、申請人・[]の農地を、申請人・[]が経営規模の拡大を目的として取得する農地法第3条の許可申請書が、平成31年1月28日付けで提出され、平成31年2月の農業委員会において審議を行い、

平成31年2月25日付けで許可したものであります。

その後、所有者の変更登記完了後に申請人・[REDACTED]の父が、農地の一部を第三者に譲る約束をしていたことが判明しました。当時約束していたとおりの所有権移転を実施するため、平成31年2月に許可となった当該案件について許可の一部取り消しを求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 先日、電話にて譲渡人の[REDACTED]さん、譲受人の[REDACTED]さんに確認をいたしまして、間違いのないとこのことで確認をいたしました。

以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第2号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲渡人・[]は農業経営移譲のため、譲受人・[]は農業経営継承のため、申請地を贈与により所有権移転するものがあります。

議案書5ページから6ページにかけてをご覧ください。

番号2から番号3につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号2、譲渡人・[]、番号3、譲渡人・[]は相手側要望のため、番号2、譲受人・[]、番号3、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものがあります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番(伊藤金志)委員 議案第3号番号1について、調査報告を行います。

申請内容については事務局の説明通りです。12日午後、譲渡人の[]さんと馬場委員と私の3人で申請地において聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんと譲受人の[]さんは親子関係で、農業の経営の引継ぎということでございます。何ら問題なく許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

11番(武藤栄利)委員 議案第3号番号2について、農地法第3条の規定による許可申請について調査の結果を報告いたします。1月13日譲渡人・[]さん、譲受人・[]さんのお父さんの立会いのもと、石川推進委員と私とで現地で話を伺いました。現地は[]さんの土地と隣接しており、今回譲り受ければ利便性が増すとのことでした。只今、事務局説明のとおりであり、問題なく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

9番(武藤一夫)委員 議案第3号番号3番について説明を申し上げます。

去る1月16日12時30分、現地にて私と最適化推進委員の菅野正寿さん、譲渡人の[]さんの奥様、譲受人の[]さんの4人で現地にて確認して参りました。内容については事務局の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは採決いたします。

議案第3号番号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第3号1から3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、自宅の老朽化により建替えを計画しましたが、既存宅地はがけ地により建替えが出来ないので、申請地に農家住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存水路へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断さ

れるものであります。

番号2、申請人・XXXXXXXXXX、地球温暖化対策の取り組み及び環境との共生を図るため太陽光発電システムの設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員　議案第4号1番について、現地調査の内容を報告いたします。去る1月18日、佐久間敏委員とともに現地を調査した結果、この場所は8月の議案の中で農振を除外した場所でございます。特に問題ございませんので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

12番（中山博之）委員　議案第4号の2について、調査の内容を説明したいと思います。去る1月13日、渡邊久農地利用最適化推進委員とともにXXXXXXXXXXさんの自宅にお伺いして話を聞いて参りました。この土地は畑なんですけれども、何を作っても獣害に遭って思うように育たず、今回の事業を計画したとのこと。周りの住宅にも建設しても影響ないと判断しましたので、私は許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 ないようですので、採決いたします。

議案第4号1、2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第4号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・XXXXXXXXXX、借受人・XXXXXXXXXX、孫の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は500メートル以内に公共施設(JR杉田駅)があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と判断されるもの

であります。

番号2、譲渡人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、市内に居住を希望する方の宅地需要に応える
ため申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用
途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであ
ります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は居住している借家
で製造業を営んでいますが、業務の増加に伴い手狭となったので申請地に住宅
兼店舗を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分
について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第
2種農地と判断されるものであります。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。携帯電話中継基地局建
設に伴い、作業用地等が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第
1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その
他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断され
るものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号5、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]（相続人・[REDACTED]・[REDACTED]

・ []、貸付人・ []、借受人・ []
[]、一時転用となります。河川改修工事に伴い現場事務所及び資材置場が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第5号番号1について、調査内容を報告いたします。

貸付人・ []さんと借受人・ []さんは夫婦ということで、夫の []さんから、1月13日に推進委員安齋浩一さんとともに内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、近隣の営農に問題がないため許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第5号番号2について、調査内容を報告いたします。

去る15日午後、推進委員の遊佐一夫氏とともに譲渡人の []さん、譲受人の [] [] []氏に現地にて聞き取り、説明を受けました。転用目的・理由は事務局説明のとおりです。なお、譲渡人

の■■■さん、■■■さんは都合が悪く電話での確認となりました。申請に間違いのないとのごことでございます。なお、この畑は登記簿では畑ですが、作物は作られていないとの状況でしたので、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

次に、同じく番号3について調査内容を報告いたします。15日午後、推進委員の遊佐一夫氏とともに譲受人の■■■さんに現地にて、聞き取り説明を受けました。転用目的・理由は事務局説明のとおりです。譲渡人の■■■氏は遠隔地であり電話での確認でしたが、電話がなかなか通じず5・6回かけてようやく18日になって確認をいたしました。こちらも畑には作物が作られていないという状況でしたので、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第5号の4番について、ご説明申し上げます。

去る18日、佐久間敏委員とともに貸付人の■■■さんと■■■の代理店・■■■の担当の■■■さんという方と現地で確認いたしました。現在、畑で使っているんだけど、今回ここに■■■のアンテナを建てるために必要なんだということでご説明をいただきまして、特に問題ないとのことで判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

3番（武藤善朗）委員 議案第5号番号5について、調査内容を報告いたします。

去る1月13日、佐藤推進委員とともに貸付人の■■■さん、他に連名で

■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんがおりますが、相続人代表ということで■■■■さんから現地にてお話を聞きました。同じく貸付人の■■■■さんからは電話で確認をいたしました。申請に間違いのないことでありました。借受人の■■■■なんですけど、担当の■■■■さんから現地にて聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、台風19号による豪雨被害の緊急工事等で申請が遅れてしまったということでありまして、許可やむを得ないと考えます。ご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

1番（野地太郎）委員 参考までに所有権移転の値段について、分かれば願います。

事務局 所有権移転に伴うものでありまして、番号2につきましては、売買代金が■■■■万円、番号3につきましては、売買代金が■■■■万円。

以上になります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいでしょうか。

1番（野地太郎）委員 2番について、3筆あるが全て同じ金額なのか。

事務局 3筆まとめた金額となり、個別の1筆ごとの金額については把握

しておりません。

議長（奥平貢市）会長 よろしいでしょうか。

1 番（野地太郎）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 なければ、採決いたします。

議案第 5 号 1 から 5 について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 5 号 1 から 5 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 6 号「農業経営基盤許可促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 2 ページをご覧ください。

議案第 6 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 2 年 1 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、1月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書21ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区15筆23,035㎡、安達地区10筆17,595㎡、岩代地区43筆50,248㎡、東和地区1筆702㎡、合計69筆91,580㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の4件について申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

番号4、7筆、地目・田、面積・9,704㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸、期間・10年11ヶ月、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

番号5、3筆、地目・畑、面積・7,209㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、農地の名義は亡・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料はXXXXXXXXXXについて10アール当たり年間XXXXXXXXXX円、XXXXXXXXXXについて10アール当たり年間XXXXXXXXXX円、XXXXXXXXXXについて10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

議案書14ページをご覧ください。

番号6、1筆、地目・田、面積・1,478㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

議案書15ページから19ページにかけてをご覧ください。

番号11、43筆、地目・田・畑、面積・50,248㎡、設定する者・
、設定を受ける者・公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸、期間・9年11ヶ月、使用貸借。

利用権設定の番号1から12の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第6号1から12について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第6号1から12については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第7号「農地中間管理事業に係る農地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

議案第7号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見

について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年1月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第6号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が[REDACTED]、番号2が[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 2番についてなのですが、備考のところに「解除条件付、きゅうり」と書いているが、この面積全部にきゅうりをつくるということなのか。

事務局 只今の三浦委員からのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、作付けするものにつきまして、畑の部分の作付品目のみ載せておりまして、畑の部分につきましてきゅうりの作付ということで出

ております。田につきましては水稻の作付ということで出ておりますので、こちらの方の畑の部分の作付ということでご理解をいただければと思います。

16番（三浦喜周）委員 面積が大変大きいのに、本当にこの面積全部にきゅうりを作付するということなのか。

事務局 只今、申請書類を、また農業振興課の方でも確認をしております書類を確認しましたが、やはり畑につきましては作付品目全てに、きゅうりということで申請の方をいただいて、受理をしているところでございます。

16番（三浦喜周）委員 畑が作物を作れる現況とは言えず、また申請者も今まできゅうりを一本も作っていないが、可能なのか。

事務局 こちらにつきましては、農業振興課の方で現地確認までしているはずでございます。現地確認をしたもので配分計画案の承認ということで、市長名で農業委員会宛てにいただいているものでありますので、事務局の方で現地調査はしておりませんが、基本的に作付できる状況ということでいただいておりますので、ご理解いただければと思います。

10番（馬場利正）委員 今の意見に関連しますが、1つは■■■■という会社自体が今まで全然農業には参入していないですね。農地中間管理機構で実際に土地の売買が行われてしまうと、農業委員会が全く通らないで登記ということになります。ということは、実際に■■■■が農業に参入する目的ではなくて、土地を買うための目的だと私は感じているんですが、私はこのようなやり方は反対だと思っております。事務局の説明をお願いしたい。

事務局 10番馬場委員のお質しにお答えしたいと思います。

まずこちらにつきましては、配分利用計画案につきましては使用貸借ということで売買ではございません。貸借ということでございます。あと、こちら解除条件付きという但し書きがございますが、解除条件付きというのは一般法人が農地を借りる場合に解除条件付きということで、もしもちゃんと営農がされない場合には、契約が解除されるという但し書きがついての貸借関係の契約を結ぶというのが利用配分計画案の解除条件付きという形になりますので、もし馬場委員が申しましたとおり、営農が目的ではない、営農がされないということであれば、但し書きに基づきまして契約が解除される、配分計画の貸借関係が解除される契約でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

10番（馬場利正）委員 再度質問します。

今言ったとおり、機構では使用貸借であれば、このようになります。

しかし、3年でも4年、あるいは1年で売り買いをしたいということになると、実際はそのまま売買の手続きに入るかと思うのですが、まるっきり10年間やるということで理解してよろしいですか。それとも、中間管理機構が言っているとおり、1年から2年やったけどやはり買ったほうがいいということで売買の契約がされる運びになるのか、そのあたりの法律的な解釈はどのようになっているか。

事務局 まず申し上げますが、■■■■の代表の■■■■様でございますが、もと

もとの地主も■■■様ということで、個人名義のものを■■■という会社組織のほうに貸し出すという形でございますので、全く違う方に貸し借りをするというものではございません。会社組織の方に農地中間管理機構を通して、貸借関係を結ぶという形でございますので、一般の農業法人ということで会社を興して貸借を結んで、会社組織のほうで営農を始めるというのがまず一つと、解除条件付きと形での契約を受けた場合には毎年決算書関係を全て農業委員会の方に提出をいたしまして、経営状況と営農状況を毎年報告義務が生じますので、法人組織で営農をされて、農業委員会に一定程度の書類も提出してチェックを受けて営農を始められるということで、貸借関係を結ぶというもので理解をしておりますので、売買が前提ではなく、あくまでも中間管理機構を通して法人営農を始めるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

10番（馬場利正）委員　これは株式会社ですので、当然自分の面積ですよね。■■■さん自体が自分で所有している面積です。それをただ会社に貸し借りをするというだけであって、その一つの方法によっては、いつでも売買可能ですよね。法的にはそれで十分間に合うはずなんですよね。自分のものを自分の会社に売るという行為ですから、法律的には認められているとは思いますが、例えば会社に売りました、会社に移動すると農地が容易に他に渡ってしまう、そういう懸念もあるのだけれども、その辺はどのように解釈しているのか。

議長（奥平貢市）会長　事務局の取りまとめがありますので、しばらくの間、

暫時休議いたします。

(午後2時51分 休議)

(午後2時59分 再開)

議長(奥平貢市)会長 再開いたします。

25番(菅野正寿)委員 今回挙がった案件について、■■■■さんと親しくしておるのですが、安達地方の指導農業士の役員でもあり、先日の会合のなかでも、たらの芽、野菜の苗木、花の苗木の生産、併せて農家民宿も開始するというので普及所の指導のもとに法人化をしたほうが資金融資、借入も含め有利だということで、株式会社を取得して進めたいと聞いておりますので、本人のためにも誤解のないように、頑張って農業をやりたいということでご理解をいただきたいと思えます。

議長(奥平貢市)会長 ただいまの意見について、馬場委員よろしいですか。

10番(馬場利正)委員 はい、分かりました。

議長(奥平貢市)会長 そのほかご意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 ないようですので、それでは採決いたします。

議案第7号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第7号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第8号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、本日追加議案でお配りをしました追加議案の冊子の方の3ページをご覧ください。

議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、別紙のとおり決定する。

令和2年1月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

議案書4ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実現して、農業委員会の議事の公平さを確保

する。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員として高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する。

令和2年1月20日 二本松市農業委員会。

以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第1回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時05分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年1月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 野地 太郎

署 名 委 員 野地 さよ子